⑥≪介護≫国家戦略特区等提案検討要請回答

	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可能又は困難 とさせている規制等の内容	規制等の 根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
1	NPO法人 バリアフリーネット ワーク会議	福祉観光特区	高齢者の中には、家族に負で 担をかけたくないという理をかけたくないというで 意しているに旅行をの念しているに旅行きの対応を懸ったいとがが多いに 行きたいとを懸ったが、 手続きが多いことから、 手続きが多いこ念したり、 高るとからでも介護保険るに が成れてを容易にする。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が一人である。 が、一人である。 が、一人では、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	成する必要があり、旅行の場合も、旅行先でのサー前の場所でのサー前の場合も、旅行先で数カ月前の場合も、旅行なる。一方で、急な体調の変のが起こりうる高齢者は旅行の直前に予定を変更する必合、の場合に合わせたサービス計画の急な変更が困難な現況である。また、旅行先で受け入れていた。	11年7月29日老企22号) 厚労省通知「居宅介護支援等 に係る書類・事務手続や業務	を図るため、旅行先として予め指定された自治体は、旅行者へサービス提	厚生労働省	介護サービスの利用に際し、介護保険法第8条第2項等に記載のとおり、訪問介護などのサービスは、要介護者であって、居宅において介護を受けるもの(居宅要介護者)に対して提供されるものであるとされています。また、同法第78条の2第4項に記載のとおり、地域密着型サービス事業を行う者の申請について、当該申請に係る事業所が当該市町村の区域の外にある場合であって、その所在地の市町村長の同意を得ていないとさには、市町村長は、同法第42条の2第1項本文の指定をしてはならないとされているところです。つまり、サービスを受ける者や区域外利用の際の同意取得について、一定の制限が課されているところです。かまり、サービスを受ける者や区域外利用の際の同意取得について、一定の制限が課されているところです。か強支援専門員は、ケアプランを変更する際には、原則として、「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」(平成11年厚生省令第38号。以下、「基準」という)第13条第3号から第12号までに規定されたケアプラン作成に当たっての一連の業務を行うことが必要ですが、「軽微な変更」の場合については、これらの一連の業務を行う必要はないとしております。また、「軽微な変更」の例を「居宅介護支援等に係る書類・事務手続や業務負担等の取扱いについて」(令和3年3月31日付厚生労働省を健康分譲保険計画課長におか連名課長通知)において示しておりますが、実際に「軽微な変更」に該当するかどうかは、基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であるかどうかによって判断すべきものとしています。今回ご提案のあった、居住自治体で日常利用しているサービスと同様のサービスを旅行先で利用する場合、そもそも利用者の置かれる状況が日常生活から大きく変わるため、基準第13条第3号から第12号までの一連の業務を行う必要性の高い変更であると考えられ、むしろ、利用者の心身の状況等を踏まえ、質の高いサービスを旅行先でも引き続き安全かつ安心に提供するためには、基準上定められたアセスメントの実施やサービスを旅行先でも引き続き安全かつ安心に提供するためには、基準上定められたアセスメントの実施やサービスを旅行先でも引き続き安全かつ安心に提供するためには、基準上定められたアセスメントの実施やサービスを踏まえることが必要であると考えます。したがって、旅行先でサービスを利用する場合のケアプランの変更を「軽微な変更」として取り扱うことについては、利用者への適切なサービス提供を確保する観点から、慎重な検討が必要です。